

## 非医療従事者によるAED使用のあり方特別委員会規程

一般財団法人日本救急医療財団定款第35条の規定に基づき、非医療従事者によるAED使用のあり方特別委員会規程を次のように定める。

平成24年 4月 1日

一般財団法人日本救急医療財団理事長 島崎修次

### 非医療従事者によるAED使用のあり方特別委員会規程

#### (設置及び目的)

第1条 平成22年5月26日付の厚生労働省医政局指導課長の依頼に基づき、AEDの管理・設置に関する課題及びAED使用の普及啓発の方策等について検討を行うため、本財団に、非医療従事者によるAED使用のあり方特別委員会(以下「委員会」という。)を置く。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、AED使用のあり方に関する次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) AEDの設置基準と保守管理等について
- (2) AEDの使用後のデータの活用と検証(MC協議会)について
- (3) AED使用の教育普及について
- (4) その他の調査研究

#### (組織)

第3条 委員会は、委員(15人以内)及びオブザーバーをもって組織する。

#### (委員)

第4条 委員は、学識経験のある者のうちから、理事長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とし再任はさまたげない。ただし、任期は原則として3期までとし、補欠の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

#### (オブザーバー)

第5条 委員会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、委員会の目的を達成するための専門的な知識または経験を有する者とする。

3 オブザーバーは、委員長の求めに応じて委員会に出席し、専門的見地から審議に関する助言または協力をを行うものとする。

#### (委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員のうちから理事長が指名する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ理事長が指名する委員が、その職務を代理す

る。

(会議)

第7条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて小委員会を設け、課題について審議させることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会の意見を聞いて、理事長が別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。